

頻発する警察による証拠の改ざん・ねつ造行為に対し、これを防止するために  
取調べの可視化の実現を求める会長声明

近時、大阪府警をはじめとし、兵庫県警や鹿児島県警などで、警察官による、「調書改ざん」その他の証拠の改ざん・ねつ造行為が次々と発覚したとの報道があいついでいる。

大阪府警に限っても、本年4月17日、平成23年12月20日に発生した自動車運転過失傷害事件において、阿倍野警察署の警察官が、逃げた車の運転手について「見ていない」と説明していた被害者の調書を、「50代女を見た」という内容に書き換えていたことが発覚したとの報道があった。また、本年6月9日、堺署留置場内で平成24年12月に起きた公務執行妨害事件について、同署の複数の警察官が、被疑者の保護室収容の状況に関し、現場にはいない巡査部長の指揮があったかのような内容虚偽の調書を作成し、裁判において、同警察官らが調書に沿う内容虚偽の証言まで行なったとの報道がなされた。さらに、本年6月11日、堺署において、同署警部補が、覚せい剤取締法違反事件の証拠品（注射器12本）がなくなっていると思い込み、無関係の注射器を準備した上で、これらを同事件の証拠品であるかのように偽装したことが発覚したことも報道された。

公権力の担い手である警察官による証拠の改ざん・ねつ造行為は、極めて悪質な犯罪行為であり、今後、警察官が作成する証拠について、疑いの眼差しを向けざるを得ないという重大な事態を招来し、都道府県警察に対する国民の信頼は地に堕ちたと評価せざるを得ない。

警察官による証拠の改ざん・ねつ造行為に対して適正な捜査及び処罰がなされることは当然であるが、なぜ証拠の改ざん・ねつ造行為が無自覚的に行なわれたのか等について、組織の在り方も含め、根本的な対応・検証がなされなければならない。また、捜査過程全体の不透明性が警察官による証拠の改ざん・ねつ造行為の温床となっていることは明らかであるから、警察官等の捜査機関による証拠の改ざん・ね

つ造行為を防ぎ、捜査過程の透明化を図り、延いては、えん罪・誤判を防ぐために被疑者・被害者・目撃者・参考人等の事件関係者に対する取調べの全過程を録画・録音すること、すなわち取調べの可視化を実現することが不可欠である。

現在、裁判員裁判対象事件を中心に、被疑者取調べの録画・録音が都道府県警察及び地方検察庁で行なわれているが、その大半は一部録画であり、また、その範囲も限定されている。たとえば、警察官による証拠の改ざん・ねつ造が行われたと報道された各事件は、現状においていずれも取調べの録画・録音対象事件ではない。警察官等の捜査機関による証拠の改ざん・ねつ造を防止するには、全事件について、取調べ全過程の録画・録音が基本とされなければならない。そのためにも、現在行われている法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」において、被疑者・被害者・目撃者・参考人等の事件関係者に対する取調べの可視化を実現する方針が打ち出されなければならない。

当会は、国家公安委員会、警察庁、警察本部に対し、警察官による証拠の改ざん・ねつ造を防止するために取調べの可視化を直ちに実施することを強く求めるものである。

2013年（平成25年）7月1日  
大阪弁護士会  
会長 福原哲晃